

第 8 回 長岡地域任意合併協議会

会 議 録

第8回長岡地域任意合併協議会会議録

1 会議を開催した日時及び場所

- ・日 時 平成15年9月3日(水) 午後6時から
- ・場 所 ホテルニューオータニ長岡

2 会議出席委員の氏名

森 民夫	久住 時男	馬場潤一郎	樋山 彖男
大野 勉	遠藤鐵四郎	長島 忠美	大橋 義治
二澤 和夫	山本 俊一	外山 康男	佐々木保男
熊倉 幸男	米持 昭次	坂牧宇一郎	長谷川 孝
小熊 正志	大地 正幸	伴内 勝栄	八木 庄英
平林 豊作	鈴木 正一	五十嵐亮一	今泉 實
石坂 敏雄	伊佐 文也	大桃 健三	小方 保
関 正史	高野 哲四	樋口 章一	野田 幹男
田村 巖	朝日 由香	村上 雅紀	若杉 リツ
佐藤 織江	北村 公	池田 守明	高森 精二
小林 民雄	大矢 治雄	小池 進	高野 徳義
酒井 利幸	平野 保雄	池島 寛	中沢 清
豊口 協	鈴木 隆三		

以上 50名

(欠席委員の氏名)

鏈水 義慎

以上 1名

3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

事務局（北谷）

定刻となりましたので、ただいまから第8回長岡地域任意合併協議会を開催させていただきます。私、本日の進行を務めます任意合併協議会事務局長の北谷でございます。よろしくお願いいたします。それでは、開会に際しまして森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（森 民夫）

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日の配付資料を見ますと、大変お手元に厚い資料が配られているようでございます。新市将来構想についてということで、素案がまとまったようでございます。小委員会の回数も大変数を重ねて開いていただいたようでございます。委員長さん始め委員の皆様には大変ご苦労さまでございます。大変多くの方から意見を出していただきまして素案がまとまったようでございますので、今日も皆さん方のご意見をお伺いいたしまして、よりよい新しい市の将来構想がで上がりますようにご協力をお願いしたいと思います。

それから、懸案の地域自治のあり方につきましては、先般8月20日に市町村長集まりまして地域自治研究会を開催いたしまして、基本的な考え方につきましてはほぼ共通認識をいただいたところでございます。これの内容につきましても、今日報告がされることになっております。

いよいよ任意協議会も大詰めを迎えておりますが、一つ一つ納得をしていただいた上で決めていきたいと思っておりますので、本日の協議会におきましても活発な意見交換が行われますようよろしくお願いいたしますを申し上げます。

事務局（北谷）

ありがとうございました。

本日の欠席は、越路町の鎌水委員でございます。したがって、協議会委員51名中50名の出席をいただいておりますので、規約に基づきまして会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の資料のご確認をお願いいたします。事前配付のもの、追加配付のもの等でございます。

まず、事前配付資料ですが、次第、報告（3）、それから議題1としてA3判の資料があると思っております。

本日の追加資料としましては、報告の（1）、（2）、「財政試算について」という1枚物の資料をお配りしてございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、規約第6条第1項の規定によりまして会長よりお願いいたします。

議長（森 民夫）

それでは、早速でございますが、まず2、報告の（1）、協議会委員等の変更についてを事務局から説明をお願いいたします。

事務局（北谷）

8月に越路町と三島町で議会議員の選挙がございました。それに伴いまして委員の変更があります。

新しく委員になられました方々を紹介いたしますので、紹介されました方はお手数ですが、その場にてご起立をお願い申し上げます。

まず、越路町の議会代表の伊佐委員でございます。伊佐委員には、新市将来構想小委員会の委員としてもご協力いただくこととなります。

続きまして、三島町議会代表の小方委員でございます。なお、三島町議会代表の大桃委員におかれましては町議会での役職は変わりましたが、引き続いて協議会委員として在任していただくこととなります。

詳しくは、2ページ以降に委員などの名簿をおつけしておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございます。新しく委員になられました皆様方には、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

変更（2）の新市将来構想についてでございます。

これについての報告を小委員会の委員長の豊口委員からご説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員（豊口 協）

それでは、新市将来構想策定小委員会の報告をさせていただきます。

先ほども会長の方からご紹介いただきましたけども、これまで11回小委員会を開催いたしております。新しい8市町村が合併した場合にどのようなまちづくりを目指すのかとか、そのためにはどういうことに取り組んでいったらいいかというふうなことを非常に大きな責任を感じながら熱心に議論してまいりまして、本日お手元に素案としてご提示できるものができ上がりました。後ほどご説明をいただきますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。本日の素案は、構想書に掲載する基本的な項目をまとめたものであります。最終的には、この中にあいておりますようなところには、イラストが入ったり、写真が入ったり、いろいろ見やすい状態になりまして、ご理解いただけるようにしたいと思っております。

小委員会で作成しました将来構想素案、これは以前にもご報告いたしました。アンケート、それからワークショップ、これは8市町村の市民の方々に集まっていたきまして、16回ぐらいの回数を重ねてまとめたものでございまして、新市民の方たちの思い、考え方、それがこの中にすべて包含されまして、それをここに提案をさせていただきます。この将来構想は、行政だけの取り組みではございません。新市民と行政とが取り組んで新しい長岡地域を築いていこうということの共同体の大きな展望でございます。それから、合併後の新市がどのような価値を持ったまちになるかということにつきまして対外的なイメージを持ったまちにするのかということでもいろいろ考えてまいりまして、新市地域らし

さの価値というものを議論してまいりました。独創企業が生まれ育つ都市であると、元気に満ちた米産地の地域であると、世代がつながる安住都市であると、そして世界をつなぐ和らぎの交流都市であるという四つの柱を打ち立てております。

この四つの柱の中心にありますのがスローガンでございますけども、そのスローガンといたしましては、「人は財、いきいき都市・新ながおか」というふうにまとめさせていただいております。こういった新市地域らしさの価値というものを高めていくために、これから重点的にさまざまな展開をしていかなければなりませんけれども、最終的にこの新長岡地域が30万都市に生まれ変わるわけでありませぬけれども、この新しいまちが全国、世界に誇れるまちとして人々の注目を集めるということを期待してまとめさせていただきました。後ほどまた改めて詳細につきましては事務局の方からご報告をさせていただきます。

以上でございます。

事務局（竹見）

それでは、事務局から構想書のご説明をいたします。事務局の竹見と申します。恐縮ですが、座ってご説明いたします。

お手元の報告（2）、新市将来構想についてをごらんください。1枚おめくりいただきますと、長岡地域新市将来構想書という形で表紙があります。こちらの構想書は、今ご説明がありましたように、11回の小委員会の検討成果をまとめております。個々の中身はほとんど小委員会で詰められておりますけれども、見やすさの点、あるいは写真、イラスト、それから内容等も少し詰める点もあるということで、今後の小委員会で検討されて整えていくということになります。

それから、1枚おめくりいただきますと、右上の方に3という数字がございますが、こちらがページでございます。

5ページをごらんください。左側の方に目次を掲載しております。全部で5部構成となっております。こちらの構想書は、検討結果だけではなくて、策定の考え方、あるいは検討の過程も明示をしております。全部で5部構成、それで最終に地域の夢のカタチとして取りまとめるということです。1部から3部の（4）までは前回の協議会でご報告、コラムを除いてご報告済みでございます。本日は、3部の（5）以降新しい報告事項としてもまとめてご報告をさせていただきます。

それでは、おめくりいただきますと、このページが6から13ページということで、これまだこれから小委員会の方でお詰めになりますけども、新しいまちづくりの進め方ということで掲載をいたします。

続いて、15ページです。第2部、扉ということで、新しいまちづくりを考える。こちらは、構想策定に当たって、地域の住民の方々の思い、あるいは期待すること、そして地域の資源が最も重要ととらえ、できるだけ多くの方々の声を集めるということで調査を行ってきた結果をまとめてあります。

16ページから29ページは、その調査の結果をまとめております。

続いて、30ページです。ごらんください。右上の方が31と書いてございます。30ページから37ページ

は、地域の集まったたくさんの調査の言葉、そういったものを小委員会で統合する過程をあらわしております。30ページでは、新市の地域らしさ価値をあらわすキーワードをまとめてあります。

そのキーワードというのが33ページです。こちらに新市イメージに関するキーワード、あるいは産業・都市基盤に関するキーワード等という形でまとめてございます。

そして、37ページです。左側の方に、「地域らしさ価値」のポイントを明らかにしましたということで、いわゆるできるだけ多くの住民の願いを盛り込み、なりたい姿に即して構想をまとめてきたということがこちらの図であらわしております。右の方に地域らしさ価値の具体化方針を四つにまとめて、先ほどご報告のあった四つの新市の地域らしさ価値をまとめてきたという過程をこちらの方に示してございます。

続いて、39ページをごらんください。第3部で、新しいまちの姿・地域で共有したい価値ということで、将来構想のこちらは核となる部分でございます。1枚おめくりください。こちらは新市地域らしさ価値ということで、新市の未来に向けて30万人のすべての住民の方々、あるいは行政が共有してくる価値であります。こちらは地域の方々の声を統合していった結果、こういった地域らしさ価値が出てまいりました。

まず、40ページから41ページは、独創企業が生まれ育つ都市ということで、調査結果を整理してこの地域らしさ価値が導かれた過程をまとめてあります。以下、元気に満ちた米産地、それから世代がつながる安住都市、そして四つ目が世界をつなぐ和らぎ交流都市ということで、四つの地域らしさ価値を構想の核としております。

続いて、49ページをごらんください。こちら以降は、本日新しくご報告する案件です。統合ビジョンということで、四つの柱を統合するビジョンが導かれた過程をこちらにまとめてございます。四つの柱の共通要素ということで、真ん中の方に図がかいてございます。いわゆる誠実な人間性と教育、それから和らぎをつくるということとか、いわゆる人材教育とか、そういった人間性というものがこういった新市の地域らしさ価値の根底にあるということから、人材育成の精神、あるいは歴史と実績ということで、人は財^{たから}という形で取りまとめておられます。そして、一番下の黄色い部分に書いてございますように、その意味は前回もご報告いたしましたけれども、「長岡地域の全ての価値形成は、誠実な人間性と人材育成精神の歴史に裏付けられる。長岡地域にとって「人・ヒト」こそ「財・タカラ」であり、地域の人々の可能性や才能を尊重し、人々の活動によって長久の繁栄を獲得する都市・新ながおかを標榜する」、こちらの地域スローガンが、「人は財^{たから}、いきいき都市・新ながおか」でございます。これは、地域内外に強くメッセージを送っていくというものでございます。

続いて、51ページをごらんください。第4部、私たちの望むまちと取り組みということで。こちらの章は、新市地域らしさ価値を高めるための重点の実現項目、あるいは8市町村がそれぞれ地域の特性を生かしてどういう活動をしていくのか、そして三つ目が新市全体で取り組む統一的なもの、あるいは先駆的な取り組みの活動展開をまとめてございます。

53ページをごらんください。こちらは、第4部の検討の過程を取りまとめてございます。左上が各地域ごとの活動方針、あるいは活動展開を求めるための流れです。それから、右上が重点実現項目と、最終的に新市全体で取り組む具体的な活動展開を求めたときの流れでございます。あと、都市ブランド構築で進んでいる事例、それから地域らしさ価値を高めるための先行事例等からの視点を整理しております。

55ページをごらんください。54ページから61ページは、四つの新市の地域らしさ価値を高めるための重点実現項目です。こちらは、市民と行政が一体となって目指す具体的な目標像でございます。左の方に調査結果をまとめてございますが、先ほどの見極める、発信する、育てるという観点で整理をしてございます。以下、地域らしさ価値ごとに重点実現項目をまとめてございます。

続いて、63ページをごらんください。62ページから95ページは、新市の地域らしさ価値を高めるための現在の8市町村の、将来は8地域となりますけども、活動方針、それから活動展開ということで載せてございます。こちらは、自治体ワークショップで各自治体から3名ずつ8町村、計24名で全8回開催しております。その自治体職員が創意工夫をもちまして、延べ人数にしますと192名で作成したものをさらに小委員会でご検討された成果ということになります。こちらは、各地域の地域資源や特色を最大限に生かし、活動を継続していくことで新市の地域らしさ価値を高めていったときに、いつか達成できる可能性のある地域の夢の姿、あるいは実現に向けた活動の方向性をまとめております。また、合併後各地域がどういう役割を担っていくのか、そういったものを明確にしております。

例えば長岡の例でちょっとこちらの表の見方をご説明をいたしたいと思います。右上の方に活用したい地域資源ということで、こちらは今の長岡の独創企業が生まれ育つ都市という価値を高めていくための地域資源としては、ものづくりの優位性、それから産業・生活スタイルの多様性というのがあります。そういった地域資源を高める方向性・視点とあわせていきますと、左下にございますように実現すべき長岡の姿ということで、いつか達成できる可能性のある地域の夢としてまとめてございます。こちらは、世界のモデルとなる独創企業生育拠点への挑戦という形でまとめられております。右側の方が、見極める、発信する、育てるという観点で地域の夢を実現していくための活動展開ということで、こちらは住民と行政が一体となって取り組んでいくものでございます。こういった形で地域らしさ価値ごとに各市町村まとめております。

続いて、見附地域の一つをご紹介をいたします。69ページをごらんください。独創企業が生まれ育つ都市という観点で、資源の強みとしましては、繊維産業、それから一流ブランドの製品づくり、それから県工業技術研究所、そういった資源の強みを生かしまして、実現すべき見附の姿として、高度技術・高感性をもつ人材による多様な産業の花が咲くまちの創造という形でまとめられております。右側が実現していくための活動展開でございまして、例えば発信するということでは、地域内のファッション産業の核となる拠点づくりの推進による新ながおかブランドの発信という形でまとめられております。以下、地域らしさ価値ごとにまとめられております。

続いて、栃尾地域をご紹介します。75ページをごらんください。左下にございます世界をつなぐ和らぎ交流都市です。こちらの地域価値を高めるための資源といたしまして、豊富な観光資源、道の駅、謙信の里、それから住民のネットワーク、そして観光産業の芽があるということで、こういった視点をあわせますと、実現すべき栃尾の将来の姿としては、「来て・観て・食べて」楽しいテーマ型観光の拠点を育てるということで、実現していくための活動展開としては、右側にあります育てるという部分で、観光ボランティアガイドの養成、あるいは上の方では観光拠点を活用した体験型メニューの開発ということ活動をやっていくということでまとめられております。

続いて、中之島地域です。77ページをごらんください。下の方の元気に満ちた米産地でございます。地域の資源、強みといたしましては、大口レンコン、ジャンボおにぎり、それから家族力と住民力ということで、それから左の方の地域らしさ価値を高める方向性・視点をあわせますと、実現すべき中之島の姿としては、若く元気な住民パワーによる安全・安心・美しの食産基地という形でまとめられております。右側が活動展開でございます。

続きまして、越路地域です。81ページをごらんください。下側の方ですけども、元気に満ちた米産地、こちらの資源の強み・内容でございますけども、こだわりの生産技術、特に有機堆肥による環境保全型の土づくり、あるいは充実した集落営農体制の確立ということで、左側の方向性・視点をあわせますと、最新技術と確かな技が生み出す元気のあふれる米生産・技術導入拠点の創造という形でまとめられております。右側が実現していくための活動展開でございます。

続きまして、三島地域でございます。87ページをごらんください。世代がつながる安住都市におきまして、資源の強み・内容といたしましては、人・地域コミュニティということで、人に優しい気質と風土。コミュニティを大切にする住民意識、あるいは教育熱心な気質ということで、左側の地域らしさ価値を高める方向性・視点をあわせますと、実現すべき三島の姿としては、自然空間を生かし、地域コミュニティを育む生涯ゆとり実感都市という形でまとめられております。右側が実現していくための活動展開でございます。

続いて、山古志地域でございます。91ページをごらんください。下の世界をつなぐ和らぎ交流都市におきまして、資源の強みといたしましては、錦鯉による交流、それから牛の角突き、棚田、村の人々、こういった資源の強みを地域らしさ価値を高める方向性・視点をあわせますと、何度でも来たくなる“こころ”和らぎ資源特別区という形でまとめられております。右側が実現していくための活動展開でございます。

続きまして、小国地域です。95ページをごらんください。世界をつなぐ和らぎ交流都市でございます。資源の強みとしましては、都市との交流、あるいは四季を通した祭り、それから農村生活アドバイザー、あるいはグリーンツーリズム推進協議会という形の強みを生かしまして、こういった強みと地域らしさ価値を高める方向性・視点から、へんなかツーリズムによるもてなしの里づくりという形でまとめられております。右側の方が実現していくための活動展開でございます。

以上、各地域の地域らしさ価値を高めるための合併後の活動方針、そして活動展開という形でご紹介をさせていただきました。

続いて、97ページをごらんください。今ほど62ページから93ページまで各地域の活動展開をご紹介いたしましたが、こういった各地域の活動展開をもとに新市全体で統一的に、あるいは先駆的に取り組む活動展開を小委員会の方で整理されております。こちらは、新市地域らしさ価値ごとに新市全体で取り組む活動展開を右の赤い表示の部分に、見極める、発信する、育てるという観点でそれぞれ重点実現項目ごとにまとめております。上が独創企業が生まれ育つ都市、下が元気に満ちた米産地です。

次の98、99ページでございますけれども、同様に世代がつながる安住都市、そして世界をつなぐ和らぎ交流都市という観点で、そちらの地域らしさ価値を高めるための新市全体で取り組む活動展開をまとめております。

続いて、101ページをごらんください。これは、第5部はまちづくりのこれからを考えるということです。

1枚おめくりいただきまして、102ページ、103ページでございます。こちらは、これからのまちづくりを考えていく上でどういう視点を持っていったらいいかというのもまとめております。まず、今までの地方自治をめぐる環境変化ということで、左側の方で国の財政状況の悪化、あるいは地方自治への影響ということでまとめております。

下側が長岡地域の財政への影響ということで、長岡地域も合併したとした場合、国、県からの依存分が40.3%あるということです。右側が国と地方との新たな関係ということで、地方分権により今後ますます国からのいろんな権限がおりてくるということで、ますます市町村、新長岡の役割が大きくなっていくことをあらわしております。

続いて、105ページをごらんください。左側が合併によって新市の財政状況はということで、後で事務局の方からこちら詳しくご説明いたしますけれども、新市財政の将来変化ということでこちらのグラフは単年度収支見込額を示しております。合併しない場合は財政収支が比較的早くから厳しくなる可能性があるということと、合併した場合は合併特例債などの合併に伴う財政支援、あるいは人件費の削減で収支は好転しますけれども、その後はやはり厳しい状況へと向かっていくということが予測されるということをお知らせしております。

下が新市人口及び世帯の将来動向でございます。一番下に書いてございますように、こういったことから、「市民と行政の新たな関係づくり」によるまちづくりの新しい方向性が必要となりますということで、右側の方に今後の、こういったこれから地域らしさ価値を高めていくために、市民と行政の基本的なあり方という形でまとめてございます。まず、一つ目が、市民は地域のオーナーとしてまちづくりに参画すると。それから、二つ目が、行政は常に能力の向上を図りつつ、市民の視点でまちづくりを行っていく。それから、三つ目が、市民と行政は揺るぎないパートナーとして協働して地域経営に取り組むということで、一番下にそのイメージ図が書いてございます。市民、まちのオーナーと行政が車の両

輪となって地域経営に取り組み、そして今まで将来構想で取り組まれてきました新市地域らしさ価値を高めていくことによって自立した地域の確立を目指そうと、こういった理念をこちらにあらわしてございます。

続いて、107ページをごらんください。こちらは、地域の夢のカタチということで、今までの将来構想を最後まとめる形で掲載する予定になっております。今までご説明したのは現実論で、市民のいろんな価値観を引き出して、それを高める考え方と活動について取りまとめてきましたけれども、最後のこちらの方でそれを高めていったときに、こういった実現可能になる地域の夢の姿やプロジェクトがあるかということを紹介するページを設ける予定になっております。こちらの例というふうに書いてございすけども、こちらはワークショップ、それから有識者ヒアリング等の調査の中で、いろんなご意見をもとに一般の方々からもいただいた夢のことをこちらに提示しております。今後は、小委員会の方でこういったものを載せていくかということを検討されます。夢のカタチというのは、すべての市民が共通の価値を持ち続け、住民と行政が一体となってこの将来構想を推進し、活動を続けることによって、いつか達成できる可能性のある地域の姿やプロジェクトを市民の方々にわかりやすくご紹介する予定になっております。

最後、108ページ、109ページですけど、こちらでは策定の経緯、策定のメンバー等をご紹介いたします。最後、109ページは、用語集として取りまとめる予定になっております。

以上で説明を終わります。

続いて、財政シミュレーションの方をご説明いたします。

事務局（大滝）

引き続きまして、今の小委員会の議論の報告とは別なんですけど、今ほど将来構想書の中に財政試算の結果につきまして若干記載をしておりますので、もう少し具体的に説明をいたします。

お手元に配付してございます資料の中のA 4判1枚の資料ですが、「財政試算について（中間報告）」という資料をごらんください。なお、現時点では中間報告といたしておりますが、その理由は後ほどご説明いたします。

まず、試算の期間ですが、平成17年度から36年度までの20年間といたしました。これは、15年間の地方交付税の算定の特例期間終了後の状況についても把握するため、20年間としたものです。

試算の結果ですが、下の方の表をごらんください。これは、合併初年度、それから5年目、10年目、15年目、20年目であります平成17年度、21年度、26年度、31年度、36年度の各年度の歳入歳出差引額、いわゆる単年度収支と差し引き累計額を示したものでございます。

まず、合併しない場合の収支見込額ですが、これは直近3カ年、データが明らかになっております11年度から13年度の直近3カ年の決算の平均額を原則としてベースといたしまして、8市町村個別に試算をしたものを合計したものでございますが、単年度収支は17年度が24億円の黒字ですが、その後はマイナスになる見込みとなりました。累計につきましても、17年度、21年度は黒字ですが、その後はマイナ

すが累積していく見込みでございます。これは、人口の減少が見込まれるのに伴い市町村税や地方交付税が減少する見込みであること、それから国の方針で減らされた地方交付税の減少を補うための借入金の返済が増加することで収支は早くから厳しくなる見込みでございます。

一方、その下の合併した場合の収支見込みですが、合併に伴う人件費の削減、あるいは国、県からの財政支援などございまして、合併しない場合よりも財政は好転し、単年度収支は平成26年度まで黒字が続き、その後はマイナスになる見込みでございます。また、累計については、20年間は黒字が確保される見込みとなりました。

なお、事務事業の制度調整が現時点ではすべて終了しておりませんので、この試算の中にはその制度調整に伴う影響額を含んでおりません。したがって、今お示ししている数字は変わりますので、そういう意味で今回は中間報告といたしており、制度調整に伴います影響額を加味いたしまして、次回には最終報告ということでもう少し具体的に説明をしたいというふうに考えております。

以上で財政試算の説明を終わります。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。新市将来構想とただいまの財政試算をあわせまして何かご質問、あるいはご意見ございましたら、自由に挙手をお願いいたします。どなたかございませんでしょうか。

委員（若林リツ）

よろしいでしょうか。

議長（森 民夫）

どうぞ。

委員（若林リツ）

済みません。よくわからないので教えてほしいんですけども、107ページの地域の夢のカタチということで例を挙げてあるんですけども、将来実現していける可能性のある夢の形の一例とあるんですけども、これ挙げられた方、皆さんは実現できると思いいらっしゃることを挙げられているのでしょうか。私にはとてもとても、こんなんつくるために別に合併したいんだというふうには思っていないんですけども、どなたかお答えいただけませんかでしょうか。

議長（森 民夫）

先生。

委員（豊口 協）

大変貴重なご質問でございまして、私も小委員会の委員長として、大変今回の仕事を進めてまいりまして、いろいろ感銘を受けたり、感動したり、そして将来の新長岡市がどういうまちになるかということの期待を含めてまとめて作業をしてまいりました。その中で、新市民の方たちからの期待というのは、5年、10年、15年、さらには50年、100年という先を考えたときに、この新長岡市地域というのが一体新

潟県の中でどういうポジションになるのか、さらには日本の中でこの地域はどういう地位を自分たちが責任を持って確保するのかというふうな夢がどんどんはせてまいりました。特に20世紀の前半から後半にかけての日本の発展、世界の動きというものを前提とした場合に、相当大きな夢を私たちは持っていなければ、この今回計画をいたしております8市町村合併そのものも実はできないような状態になるんじゃないかと。

やはり長期的な展望と夢と期待を持ちながら力強く一つのテーマを実現化していくことが必要だろうということで、ここに書いてあります国際コンベンションセンター、これは将来やはりこの地域になくてはならない不可欠なものだと、国際交流から考えまして、というふうに考えております。ただ、これがあしたできるか、あさってできるかということではなくて、やはりそれだけの責任をこの地域は持たなくちゃいけないだろうということがあります。

それから、雪と水、これは神が与えてくれた天然の資源でございまして、これをいかに有効的に使用するか。従来雪は非常に困ったもんだと思っておりますけども、これが雪というのはこんなにすばらしいもんだというふうに、科学というか、技術の力でもって活用する時代が来るはずだということを前提としております。

それから、新交通システム、これはやはり雪の問題だとか道路の問題、それから車の問題、排ガスの問題等がありますけれども、排ガスを出さない交通システムとしてはモノレールがございまして。このモノレールでこの8市町村全部つないでしまうと。従来の、現在のモノレールではなくて、全く違った発想のモノレールにして、騒音もなければ排ガスもないと、そして冬の移動も可能であると。さらには、こういったモノレールをベースにして新観光地域を構成するということも可能だろうということで、こういった新しい地球の将来にとって貴重な交通システムというものをみんなで考えてみようじゃないかというのがここにございます。

それから、空港、県庁のあるまち。今、新潟市は政令指定都市になろうとしていらっしゃるようでございます。政令指定都市になりますと、県庁は不要になります。ですから、長岡の地域というのは土地もたくさんございますし、権能でございまして、ここに県庁に来ていただいて、一緒に将来のことを考えるということも可能だろうという気がいたします。

それから、総合大学院大学、これも産学共同でもって将来を考えるということ、これは世界的な規模での不可欠な要素でございまして、これも一つのターゲットに含んで新市民の夢として考えていきたいということがここに語られておりまして、これ以外にもまだまだたくさんいろいろあると思うんです。これをさらに12回以降の策定小委員会の方で検討して、新市民の誇り高き夢の一つとしてここに併記をして、その目的に向かって歩いていきたいと、こういう思いがこの中にございます。

以上でございます。

議長（森 民夫）

どうもありがとうございました。

よろしゅうございますか。どうぞ。

委員（若林リツ）

済みません。ありがとうございました。30年、50年先を考えていらっしゃるということとってもよくわかりましたけれども、私30年、50年だと80から100歳くらいになるんですけれども、ここにいらっしゃる方も皆さん割と年とっていらっしゃる方が多いので、その中に入っているだろうと思うんですけれども、そんな中で私は空港なんかより、県庁なんかより、80、100になっても元気でいたいなって、元気でみんなが、年寄りが集まってきて楽しく暮らせるようなまちになったらいいなという思いがあるんですけれども、そんなのも加味していただけたらと思います。

委員（豊口 協）

そのことは既にこの中に全部記載されております。具体する項目として入っておりますので、ご安心いただきたいと思います。将来私たちの子孫がこの地域に住んだときにどういうプライオリティーを持てるかということ、これはやっぱり私たちの責任だと思うんです。私もこの年ですから、あと数年しか生きていないと思いますけれども、その自分の人生の中で次の世代に残していけるものは何か、このことはやっぱり私たちの責任としてここに記載しておく必要があると思うんです。自分たちの先輩がもう今いないけども、こういうことを我々に期待して残してくれたんだと、だからこのことを私たちはやっぱり実現しようというふうなのはこの中に入っています。人は財として人がつながっていくわけでありますから、その思いを伝えていこうというのが根底にございます。私が自分がこういう世界に住むということは夢にも思っておりませんで、しかしそれは残しておきたいというのが気持ちでございます。これは、小委員会のメンバーの全員の総合的な一つの意見でございます。お伝えしたいと思います。

議長（森 民夫）

今のご意見の中で、ちょっとハードが多いから、例えば健康とかそういうようなソフト面も入れてほしいというご意見があったと思うんです。その辺は少しご配慮いただければというふうに思っています。

委員（豊口 協）

そういうふうに考えているつもりです。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

じゃ、どうぞ。

委員（樋口章一）

小国町議会の樋口と言います。

財政試算について質問させてもらいたいんですが、今ほど示された試算が、17年から20年後を見通した試算が今示されたわけでありまして、これ非常に大胆などいいますが、10年後を見通した試算でもなかなか容易でないというふうに私ども判断しておるわけでありまして、大胆に20年後を見通されておるわけでありまして。

そこで、この見通しの根拠でありますけれども、例えば私小国町であります、この今長岡任意協に参加をさせていただきまして、合併をしたらどうなるかという今一生懸命に勉強させてもらいながら皆さんと一緒にこうやっておるわけでありまして、一方において合併しなかった場合にはどうなるかという小国町の自立のシミュレーションというのも非常に難儀をしながら実は一つの成案を持っております。小国町の場合には、その中では財政シミュレーションをどうするかということで一番事務局も悩んだようでありますし、私どもの議会の特別委員会でもそのことの議論を深めてきたところであります、10年間の試算なんでありまして、その中では私ども交付税のあり方について、今小泉内閣の三位一体の改革どこら辺に定着するのかということに関心を持っているんであります、それは別にして現行の制度の中で、例えば人口減の見通し、それから段階補正の整理、これをした上で、私ども小国町の場合には10年後で交付税が11.8%減るだろうと。それから、地方税収を合わせた一般財源、この標準規模が10年後には13.4%減るだろうと。こういう見通しの中で、そうであるならば、この収入がこうだから、じゃ歳出の方もそれに見合った削減なり合理化案を示さんきゃならんと、こういう実は自立のシミュレーション持っているんであります、今ほど示されたこの財政試算というのは、各市町村がそれぞれみんなの財政試算をされておると思うんでありますけれども、そういうすり合わせ、各市町村が持っているものとはどのような整合性を持たせられたすり合わせのものでありますか、そのことについてお伺いしたいと思います。

議長（森 民夫）

事務局からお答えをいただきたいと思います。

財政分科会（丸山）

財政分科会の長岡市の丸山と申します。

このシミュレーションの策定に当たりましては、各8市町村の財政担当者でどのような形で財政シミュレーションを立てたらよいかということを非常に熱心に検討いたしました。その結果、まず合併をしない場合、現状の制度にあわせて向こう20年間策定するわけですから、相当無理な面も確かにございます。したがって、現行制度でいったならばどのような形になるか、それぞれの市町村の決算の状況、具体的には11年度から13年度の3カ年の平均が一番近くて正確な数字だろうということで、それに基づいて推計をさせていただきました。したがって、交付税のシミュレーションにつきましても昨年の研究会である程度財政シミュレーションを出しておりますけれども、その辺についても今年に入りまして相当交付税が減額されてきております。それらも含めまして各市町村の財政担当者でそれぞれの団体のものを策定していただいて、合計したという結果でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

よろしゅうございますか。

委員（樋口章一）

はい。

議長（森 民夫）

今二つご意見出ましたが、そのほかのことでももちろん結構でございます。ご質問、ご意見ございましたらば拳手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。それでは、新市の将来構想につきましては、なおもう少しいろいろご面倒をおかけいたしますが、ここまでまとまってまいりました。あと、最終的な形ができるまでよろしくお願いを申し上げたいと思います。それでは、将来構想の報告について以上で終わりとさせていただきます。

次に、報告（３）、地域自治についてでございますが、これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、報告（３）、地域自治について説明いたします。

お手元にお配りしております地域自治についての関係資料ですが、資料１から資料３まで３枚ございます。なお、配付の関係で資料３が別配付になっている方が中にあるかもわかりませんが、地域自治についての資料は資料１、資料２、資料３でございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず資料１について説明いたしますので、１枚おめくりください。タイトルが「支所の業務、組織、権限、予算及び地域委員会（仮称）について」というもので、右方に資料１と振ってあるものでございます。これにつきましては、８月の４日、さらに８月の２０日の首長の地域自治研究会で話し合った結果についてまとめたものでございます。内容としましては、本庁と支所の役割、支所の組織等について考え方を整理したものでございます。順次説明いたします。

１番、支所の設置についてでございます。長岡市以外の旧市町村単位に支所を設置する。この部分につきましては、既に協議会の中での承認事項でございます。

２番、支所、本庁の業務でございます。（１）としまして支所の業務、（２）で本庁の業務を簡単にまとめております。（１）の支所の業務でございますが、まず住民サービスの業務でございます。これは、各種証明書の発行であるとか地域の住民の方に対する福祉、健康、教育、環境等の住民サービス等でございます。それから、でございますが、これがいわゆる今検討しております地域固有業務でございますが、この地域固有業務について支所で担っていただくという考え方でございます。なお、具体的にどの業務が地域固有業務に該当するかということにつきましては別途決定をするというような形になっておりまして、後ほど対象業務をどういう考え方で分けをしていくかということについて説明いたします。（２）でございます。本庁の業務です。 から 番まででございますが、市全体に係る施策の企画立案から支所間の総合調整まで、ここに記載してあるとおりの業務が本庁の業務として想定されております。

続きまして、３、支所の組織でございます。今ほど業務の内容を説明いたしましたが、支所には住民サービスを行う部門、それから地域固有業務を行う地域振興部門を置くという考え方でございます。さ

らに、地域振興部門にはそれぞれの支所の業務の実情に合わせて、これはそれぞれの支所単位で地域固有業務の内容が違ふという考え方から来ているものでございます。したがいまして、例えば地域産業、地域福祉、地域の除雪、地域コミュニティー等のセクションを置くという考え方でございます。

4番、支所の権限でございます。支所長は、地域固有業務に係る予算要求権限、予算執行権限、それに伴う事務執行権限を有するとしております。

5番、支所の予算でございますが、当該地域の事業実施に必要な予算を有するという整理の仕方をしております。

6番、地域委員会（仮称）でございます。この部分については詳細これから議論をしていくという段階でございますが、今時点の整理としましては長岡市以外の旧市町村単位に地域委員会（仮称）を設置するとしております。したがいまして、この地域委員会の組織、任務、委員、任期等につきましては、地域の実情を考慮し、別に定めるとしてありますが、中身については具体的な議論はこれからでございます。（3）でございますが、地域委員会は新市の一体性の確保の進捗状況や情勢の変化などに応じて見直しを行うという考え方でございます。

最後、7番、その他でございますが、地域振興や新市の一体性の醸成を行うため、合併特例法で認められております地域振興基金を造成したいというふうに考えております。これは、簡単に言いますと地域振興のための積立金ということでございまして、その運用益、利息をそれぞれの地域の振興のために使っていくというような考え方をしております。なお、その運用益、利息につきましては、それぞれの地域で使えるような形、執行できるような形を考えております。

今説明をしました1番から7番の考え方を図でまとめたものが次のページでございます。資料2でございます。地域自治イメージ図（案）というものでございます。例えば支所のところをごらんいただきますと、支所の組織として住民サービス部門というのがございまして、その下に地域振興部門というのがございます。例としまして、それぞれの支所の実情に応じて変わってくるわけですが、例えばこういうセクションが考えられるということでございます。

権限、予算等については、今ほど説明したとおりでございます。

なお、長岡市（本庁）の右側にふるさと創生基金（仮称）というような形で記載してございますが、これが今ほど7番のところの説明いたしました地域振興のための基金という考え方でございます。

支所のすぐ右に書いてございます地域委員会につきましては、今後内容を詳細に詰めていきたいという考え方のものでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、資料3でございます。ここでは、事務事業の区分の考え方について整理をしております。行政事務さまざまあるわけですが、そのさまざまな行政事務を地域固有業務を含めて区分をするとどういう形になるかということで整理をしたものでございます。

一番左側の方に四角で囲ってあります三つでございます。いわゆる事務事業を整理したときに、左側の一番上にございますが、法により統一が義務づけられているもの、これがまずございます。それから、

その下に矢印になっておりまして、負担公平や行政改革のために統一すべきもの、要するに一つの市が一体として行うべきものという考え方でございます。それから、さらにその下に矢印がございまして、各地域の実情に応じて内容を決められるもの、つまり一つの市であってもある程度制度が違って構わないもの、こういった事務の区分ができるだろうということでございます。

さらに、この区分に従って地域固有業務を考えていくわけですが、一番下の各地域の実情に応じて内容を決められるもの、ここが地域固有業務に該当するという考え方をとっております。右側の方に矢印が出ておりますが、支所主体としてやる業務、やれる業務、やるべき業務ということになります。各地域の実情に応じて行政サービスの内容に違いがあってもよいもの、それから一番下になりますが、特定の地域でのみ行われているもの、これらにつきましては地域固有業務というような位置づけで整理をしていきたいという考え方でございます。

丸が二つ支所主体と書いてありますが、その一つ上に三角で「（共通、但し経過期間は支所）」と書いてある部分がございます。この部分につきましては、本来負担公平や行政改革のために統一すべきものという考え方のものでございますが、現在それぞれの市町村独自に進められている部分もございます。したがって、合併後一定期間はそのままそれぞれの支所の固有業務として残し、一定期間経過後行政格差を生じないように統一をしていきたいと考えるものでございます。したがって、地域固有業務としましては、この真ん中のところに記載してあります、下の方に書いてあります丸二つの考え方、それからそのすぐ上にございます三角の考え方、これらを地域固有業務として研究会の中で整理をしたものでございます。

地域自治については、説明以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

それでは、皆さんからご質問、あるいはご意見をいただきたいと思っております。どうぞ遠慮なく手を挙げていただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

委員（伴内勝栄）

ただいまの説明の中で、2番の支所、本庁の業務の中での一番下段に書いてあります番号の抜きで、「対象業務は別途決定（毎年度見直しを行う。）」となっておりますけれども、地域の振興業務ということになってくると継続的なものもあるのではなからうかと思っておりますが、それはただ文言だけを見ると、何かそれをも見直して極論するならば、予算措置をふやすのもあるかもしれませんし、減らすこともあるのかなと、減らす方にスタンスがあるのかなと、こんな感じを受けるところでございますが、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

事務局（高橋）

お答えいたします。

今のご議論は研究会の中でもあったわけですが、あくまでも減らす、ふやすという観点は、地域固有業務としてやるべきなのか、全市的な業務としてやるべきなのかという観点での議論でございました。したがって、毎年見直しを行うという意味は、まさに今のお話のとおり、5年、10年という期間の中で新たな行政需要がその特定の地域で起きて、追加として地域固有業務として起きてくるということは想定できるだろうということがまず一つございました。さらに、今までは地域固有業務としてそれぞれの支所でやっていたわけですが、経過年数の中で全体として行う方が効率的、効果的であると判断されるべきものも出てくる可能性があるだろうということでございます。したがって、業務については毎年度見直しを行ってはどうかという考え方で整理をしたものでございます。

以上です。

委員（伴内勝栄）

関連をお願いします。

議長（森 民夫）

はい、どうぞ。

委員（伴内勝栄）

今のお話もわからないわけではないんですけども、やはりその支所に所属をする、例えば見附市の場合、見附市を中心にして地域自治をそれなりにやっておるわけですから、そういったものが担保できるのかどうなのかというのはこれから決められるのか、どういう決め方になっていくのかが心配をするところではありますが、これは長岡市の条例の中の附則か何かに入るのか、どのような形でこれが担保されるのか、いま一回お願いいたします。

事務局（高橋）

お答えいたします。

条例、規則どうするかという細かいレベルまでの議論はしておりませんが、地域固有業務については支所長が予算要求権限を持つと。要求された部分につきましては、尊重をするというような基本的な考え方は議論をされております。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、どうぞ。

委員（樋口章一）

小国町の樋口であります、私もこの地域自治が今まで2回くらい議題に上がったでしょうか、その際にも発言させてもらったんでありますが、この先この地域自治をどうまとめるかというのと、議員の身分をどうするかというあたりが一番大事な点になってくるんじゃないかと。大事な点というのは、先ほど示された新しい30万都市を描いた非常にすばらしい青写真の説明がございまして、これに血を通わせるような組織、機構、財政をどうつなげるかというのがこの地域自治にかかわること、あるいは議

員の身分にかかわること、そういうふうになっていくんじゃないかと、そんなふうを考えておるわけ
あります。

そういう面で、実はこの地域自治について各市町村がどのように考えるかということで、各市町
村から我が町はこう考えるというのがみんな事務局に寄せられたと思うんですが、その中ではこ
の地域自治をどうイメージするかというのは非常に、まだ法整備が行われておりませんので、なかなか
描きにくいんですが、たまたま地方制度調査会が中間答申をなされた1案、2案というのが当面
私どもの判断材料の根拠と、このように考えまして、私ども小国町では議会の特別委員会でも、それか
ら事務当局でも一緒になって勉強した結果、やっぱり少なくとも合併特例法で地方交付税が保障される、
保障されるというても絶対枠ではない。人口減や段階補正等の減額はありますけども、それを見越した
上での保障される10年間というのは特定のやっぱり財源保障はあるわけですから、少なくともこの地方
制度調査会が示した1案、2案を比べるならば、合併当初でありますから、10年間ぐらいを目途とした
第2案、法人格を持って、財源の保障もして、その使い方についてはその地域自治組織から判断をして
もらう。もちろん法人格というてもその地域に限定された権限でありますから、別に議会がダブって屋
上屋でおかしいじゃないかというものとは全然別でありまして、本来やっぱりこれ判断するには、11月
を目途とされる地方制度調査会の本答申があって、さらにその本答申を受けて来年の通常国会ではきっ
ちりと自治法の改正、その他の法整備ができて、こうだというのが示されて初めて判断になると思うん
ですけども、今んとこなかなかそこが見えてこない。だとするならば、中間答申で示されたその1案、
2案を材料として判断せざるを得ない。そうすると、私どもはやっぱり先ほど申し上げたような財政事
情も考えると、何しろ8市町村というような、ふだん余りおつき合いのないような町村も含めての大
きな合併でありますから、緩やかな移行ということを考えていきますと、10年間ぐらいは法人格を持った、
自治権を、財政権を持ったそういうものでいてもらいたいということを小国町ではこの任意協事務局
に上げたわけでありますけれども、今示されているのは今度は、それぞれの市町村からどんなものが上
がっていったのかも私どもは存じ上げませんけれども、小国町では2案の方を上げた。それが今度は、
今示されているのは1案の方が示されている。この経過についてどうしてこうなったのか、各市町村か
らどういう要望が上がっていったのかについてお聞かせをいただきたいと、こう思うんであ
ります。

それと、先ほどの説明の中では、首長さん方の研究会でまとまったというようにお聞きしましたけれ
ども、これは私どもが考えても町村長さんがその場所でわかりましたというわけにはいかんのではなか
ったのか。これやっぱり帰って議会と相談するとか住民代表と相談するとかがないと、そんなに簡単に
これでよしなどということにいかないというように私どもは理解をしているんですが、いろいろ
申しあげましたけど、ひとつ経過についてお聞かせをいただきたいと思います。

事務局（北谷）

事務局からお答えいたします。

まず、任意協議会でこの地域自治研究会、首長による研究会を発足させるというのは、確認、合意されているものと事務局では認識しております。それで、発足に当たりましたときの議論を私なりに今思い起こすと、中間報告、地方制度調査会のパターン二つ出たわけですが、これにこだわらず長岡方式による合併、つまり長岡方式による合併というのは長岡方式による地域自治組織をどう考えるんだということで首長による研究会を開始しましょうということになったわけですが、それで、先ほど事務局から説明いたしました、今議論をしたのは本庁と支所のあり方について議論をして、8人の首長である程度合意が得られましたので、この場をおかりして報告をさせていただいているところであります。先ほどの報告の中でも、6番の地域委員会、ここについては全く議論しておりません。それは、先ほどのご質問にも出ましたが、議員の身分の取り扱い等々も密接に関係してくることでございますので、まだ議論はしておりません。ですから、今回はご意見を賜りたいのは、この地域支所についての考え方、支所でやること、やる基本的な業務、取り扱う業務はどういうことかということで先ほど資料3で申し上げました丸、三角という基本的な考え、この考えに沿ってそれぞれ7市町村の事務方が出してきたたくさん地域自治組織でやる業務があるんですが、それを今整理しているところであります。

以上です。

議長（森 民夫）

ちょっと待ってください。前回私が繰り返して申し上げたことなんですが、先ほどの見附の議長さんのご発言でも私が大変気になることがありましたし、今のご発言でも大変気になる点がございまして、それはどういうことかといいますと、合併の条件といいますか、合併するからおれたちにこれだけよこせというような低水準の議論にたくないということは私何回も申し上げたんです。つまり合併の前提としてそれぞれの地域が権利とか、枠だとか、予算額でどれくらいよこせとか、そういう議論にだけはしたくないというのは前回何回も申し上げたんです。だから、どういう仕事が地域固有にやった方が望ましいのか、どういう仕事はその地域独自の制度として残した方が望ましいのか、あくまで仕事の中身で議論をするということは、私は前回強調したつもりでございます。

ですから、今のお話の中で大変気になりますのは、例えば地方交付税がしばらく保障されるんだから小国はこれだけ権利だというような話だけはしてほしくない。それから、それが将来担保されるかどうかという話につきまして、合併して一つの市になるわけですから、その市が民主的な手続で運営される以上、あくまで話し合いの中でそういうことが決まっていくわけですから、今ここで担保するということもあり得ないんです。そういう話。

それから、8人の市町村長の中では圧倒的に法人格を持つのはちょっと現実離れしていると、それはあり得ないということでほぼ結論は出ております。それで、このことは前回の自治研究会でも佐々木先生がお見えになって聞いたんですが、なぜ国が法人格ということで議論をしているかということ、例えば離島を抱えるような合併があったときに、その離島にある程度の法人格を持たせて自治を担保した方がいいというような議論から法人格が出ているということだったんです。ですから、この地域自治につい

では前回もいろいろ議論ございまして、せっかく合併するのに合併が意味がないような合併はしたくないという意見も随分出たと思うんです。そのことからすれば、先ほど申し上げましたように、ここに書いてございますけれども、どういう仕事を支所に任せるかというその仕事の内容で判断する。交付税の枠がこれだけあるからこれだけの仕事をよこせというようなあくまでも権利、義務というか、枠取りみたいな話にだけはしたくないというのが8人の市町村長の共通の考えでございます。

ですから、もう一つは合併をスムーズに進めるために、例えば見附市に反対があるから、自治を確保するから合併してくれというような、頼むような取引の材料にもしたくないということなんです。あくまでこの後ろのページにあります、横紙にありますように、論理的に各地域の実情において内容を決められるもので、行政サービスの内容に違いがあってもいいもの、あるいは特定の地域で行われているものの仕事に着目して、その仕事を積み上げることによってその地域自治がこれだけのものだというような議論の進め方をしているということなんです。そのことをぜひご理解をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

委員（樋口章一）

今ほど市長さんが強調された点については十分わきまえているつもりでありまして、私ども権利や見通しで地域エゴを申し上げているつもりじゃないんでありますけれども、しかしあり方としてはそういうことを十分考えて、一定期間に限定をして、そして方針にもありますように、やがてはそれを取っ払っていくという方向というのはあっていいんじゃないかと。決してそんなように地域エゴで申し上げているつもりじゃ全くないんでして、今まで議題になったときにも各町村の固有の産業や文化、おらとこではこうやってきているんで、これやっぱきちんと保障されるようにしてもらいたいという意見がかなりあったわけでありまして。そういうようなものについては、これは地域判断というのはそれぞれの旧市町村に任せてもらってもいいんじゃないか、そういうための一定の財源というのはきちり保障したそういう形であっていいんじゃないか、そういう立場で申し上げておるわけでありまして。

そこでもう一つお尋ねしますが、そうしますと地域自治についてはこうだということを議題に上げる機会が今後もあるというように理解をしてよろしいでしょうか。

議長（森 民夫）

私もそれはもう一回やるわけですから、その議論のままあると思いますし、先ほど申し上げましたように、今おっしゃったように、それぞれの各市町村からこういう仕事だけは残してもらいたいとか、こういう仕事だけはうちでやりたいというものを全部出してもらっていますから、その仕事の単位でさらに地域自治研究会の市町村長でも議論はして、その仕事ごとに決めていくということになります。最終的には、その仕事の内容はこういうことで大体結論がいつちやいましたということで皆さんにお示しをすることになると。その仕事の内容によってどういうセクションが必要かとか、どういう制度が必要かとかというように、その仕事を中心に考えているわけですけども、それについては最終的に次回お示しをする形になるはずでございます。そこでまたご意見はいただけるとと思います。

委員（今泉 實）

中之島の今泉です。

議長（森 民夫）

はい、どうぞ。

委員（今泉 實）

ただいま示されている地域自治のいわゆる図式が示されているわけであります。今ほどもいろいろお話があったように、このことは地域の特性にかかわる全体的でできないそうしたものがそれぞれの市町村で出されているんです。そして、お話がありましたように、つまり長岡方式という形のこの自治のイメージという図式が出たわけです。この中で、お話があったように、それぞれ地域の振興部門の中で幾つかのセクションがあるわけです。そのセクションの中で特性を生かしながら進めていくと。これは、支所ごとに進めていくわけでありますが、したがってその中で許された権限、さらにはその予算、セクションによってそれぞれ予算が伴ってくるわけで、それを要望されるわけです。したがって、この図式の中ではそうした事業に対する資金と申しますか、予算と申しますか、それが基金の運用益の中で執行を図っていくと、こういう書き方になっているわけです。これがどれぐらいに膨れ上がるのか。それぞれ市町村でおおむねのことが出されていると思うんですが、もちろん結論は得ていないと思いますが、その予算の枠以内、つまり運用基金のいわゆる額がどれぐらいになるのか、それによって内容がまた検討をされるんじゃないかなと、こう思うんでありますが、もしおわかりんところありましたらお願いしたいと。

議長（森 民夫）

事務局からお答えをお願いします。

事務局（高橋）

説明いたします。

まず、予算の関係でございますが、地域固有業務につきましては予算化をするわけですので、これは果実運用ということではなくて、予算要求を市として成立をさせて支所で執行していくという考えですので、いわゆる基金の果実運用という形でやるものではないということをご理解をいただきたいと思っております。説明の仕方が少し悪かったようです。申しわけございません。

議長（森 民夫）

一般会計予算の中にきちんと別にとって普通の仕事はやると。それから、このふるさと創生基金の方はプラスアルファだとお考えいただければいいと思います。

委員（今泉 實）

なるほど。私の理解の仕方が悪かったろうか。

議長（森 民夫）

いや、説明が余りそこんこと整理したため……

委員（今泉 實）

うん。この辺がちょっとどれくらいあって、基金運用費が出るとその中で運用されるのかなというふうに理解して……

議長（森 民夫）

わかりました。ふるさと創生基金は何か案があるんですか。

事務局（北谷）

はい。

議長（森 民夫）

ふるさと創生基金は余り大きなお金じゃなくて、これだけでは余りろくな仕事はできないんです。ですけど、地域産業とか、地域福祉とか、地域除雪、地域コミュニティーセクションにそれぞれ一般会計から予算が割り振られた上で、プラスアルファとして創生基金があるというふうにご理解いただければと。

委員（今泉 實）

はい、わかりました。

議長（森 民夫）

それで、予算的にどのくらい。

事務局（高橋）

予算はまだこれからになりますが、合併特例法の中では全体の基金造成が上限で40億円ということが決められております。その果実運用をしていくというような考え方でございます。

以上です。

委員（今泉 實）

はい、わかりました。

議長（森 民夫）

今の金利の相場ですと、40億円ですと果実といっても4,000万とか5,000万ぐらいでなんで、それだけではとても運用できないわけです。ただ、特色のあるいろんな運用がこの基金でできるというふうにご理解いただければと。

どうぞ。

委員（野田 幹男）

私も、今中之島の今泉さんが言われるこの件質問しようと思っていたんですが、この図のかき方がうまくないんじゃないですか。これ図がこういうふうにかいてあると、我々からすればそういうふうにとります。それで、今市長が言われるように、総額40億なんですか。正式に金額は我々には示されていないんですけれども、運用益ということになれば微々たるもんだと。この図からいきますと、やはりこの支所機能も地域委員会（仮称）もみんなこの果実運用だと、こういうふうはこの図でいけばとれます。

それで、私は予算別に盛ってということになれば、これは話違いますけれども、はてな、この支所機能の中の公の各種の証明書とかこういうものまで果実運用の中に入れるというのはいかがなもんかという疑念を持っていたんですが、実質的にまだ当局とすれば、この地域委員会なり、あるいはまたそれぞれの市町村の固有の行事等について、あるいはまた毛細血管的な業務があるわけです、それぞれの集落単位のものまで。そういうものをどの辺まで担保できるのか、見てあるのか、見させてもらえるのか。細かい話のようですけれども、我々はお互いがいずれひとつ近い将来の中で議会の議決もしなければならぬ、あるいは地域の説明もして住民の合意も得なければならぬと、こういう作業が先行き待っているものですから、勢いこういうところまでにやはり神経を使うと申しますか、地域へ帰れば説明責任があるわけでありますので、その辺もひとつ理解いただきながらわかる範囲でやはり答弁していただいたり、まだ確定していない部分は今後も議題に供しながら詰めていくというものであればそれはそれでいいと思うんですが、よろしくをお願いします。

議長（森 民夫）

我々の市町村長の研究会でも、具体的な事業名を挙げて研究しています。ですから、抽象的に議論をしているんじゃないくて、この仕事は、例えば除雪についていえば、これは地域ごとにやった方がいいなとか、今のお話でいえば地域コミュニティーに対する、町内会というか、そういう地域コミュニティーに対する助成金なんかはそれぞれのまちで全然違うから、最初から統一しないで残して支所の仕事にしようとか、そういう議論の積み重ねの中で出てくるわけです。だから、最初から幾らとか枠決めるんじゃないくて、この仕事の積み重ねで議論をしております。それが今日出ていないので大変おわかりにくいとは思いますが、今おっしゃったみたいに非常に集落単位の補助金とか、そういったようなものは基本的に各支所に任そうじゃないかという方向で議論をしています。あとは、具体的な事業名を挙げて議論をしていますので、それはまた次回お示しできると思うんですが、ご安心をいただければ、非常に常識的な話になっておりますので。

はい、どうぞ。

委員（伊佐文也）

支所の権限、それから支所長の権限というのがうたわれておりますが、今の話の中にそれぞれの地域の支所が事業によってかなり金額からしますと千差万別と申しますか、なるかと思いますが、支所長そのものの権限はそれぞれの地域の支所長かなり格差と申しますか、その辺が私感じるわけですが、そういう具体的に今後どれくらいの権限を与える、どれくらいの金額事業によって与えるというような話になるかと思いますが、やっぱりその地域それぞれの特性を生かしていただけるということであれば、その辺を十分踏まえていただいた中でそれぞれの権限を与えていただくように議論をいただければと思っています。要望ですけども。

議長（森 民夫）

先ほども申し上げましたけれども、いわゆる制度論から入らずに、本当に地域固有にやった仕事があ

るんだらうかとか、この仕事は地域固有にやった方が能率が上がるんだらうかというその仕事単位で議論を始めていますので、その集計したときに支所ごとの権限が少し違ってくるといことはあり得ると思います。そういうことでも、とにかく仕事が支所向きか、全体として統一した方がいいかということで議論をしましょうということでは始めておりますので、そのご指摘の部分は出てくる可能性はございますけれども、それは最終的に支所に任せる仕事がこういう仕事、こういう仕事、こういう仕事ということが最終固まりました段階で、もう一度きちんと精査した上で皆さんにお知らせをしたいと思います。そういう意味で、今のご要望について十分配慮をさせていただきたいというふうに思います。

はい。

委員（関 正史）

山古志の関でございます。

ただいまくどくなるようで申しわけないんですけども、市長さんのお話全くそのとおりだと思います。お互い条件闘争に入れば、これはなかなか先が見えないという形になるかと思うんですけども、かといって山古志みたいに端っこですとやっぱり心配になります。その辺の心配は勘弁していただきたいなど、こう思うわけですけども。

それと、予算の上限はないとか、10年程度とか聞いていますけども、結局財源がないとここでこの合併話も始まっているんです。当然それは各地域出てこいばスリム化に、どっかで削られるというふうな形があると思いますし、当然予算のことですので、議会を経なければならんということにもなるかと思えます。その辺のすみ分けと申しますか、兼ね合いと申しますか、先ほど支所長の予算要求の権限はあるけども、それを尊重すると事務方も言っています。その辺で非常に、私も前の会報にも書いたんですけども、結局は信頼関係がポイントになるんじゃないかと、その辺だと思うんです。それですので、要望ですけども、その辺のことは首長さん方がうちりと本当にとことん詰めた中で今後の方向を出していただきたいと、そんなふうに思います。

議長（森 民夫）

わかりました。結論から申し上げますと信用していただきたいということなんですが、各市町村からは私の見たところ目いっぱい、本当に目いっぱい出てきていると思います。これは私どもの独自の今まで積み上げた仕事だとか、これは地域でなければできない仕事だとか、仕事単位で目いっぱい出てきていると思いますので、各市町村長さんをぜひ信用していただきたいと思います。それを無理やり議論しているんじゃないかと、一つ一つ、これは確かにそうだなとか、これは例えば山古志特有の制度として残した方がいいなとか議論を極めて誠意を持ってやっておりますので、そこはぜひ信用していただきたいと思います。

はい、どうぞ。

委員（五十嵐亮一）

中之島の五十嵐でございますが、今ほど山古志の関議長さんのお話も重々わかるつもりなんでござい

ますが、しかしこれは考え方を考えればいいんじゃないかと。私かねがね思っているんですが、これは例えば7,000人のアンケート調査にもありましたように、やっぱり真ん中ばかり栄えて周辺部が寂れるんじゃないかというのが大きな3本柱の中に入っていたと思うんですが、これは発想の転換で、私のかねがね言っていることは、例えば私中之島だったら、合併すれば中之島云々というとはないわけですけども、ここから長岡が始まるんだよということになればそれはそれでいいわけで、山古志さんもここから長岡が始まるんだよと、私らは長岡の北の玄関口だというふうに位置づけておればそう何ら心配もないわけですし、私は元来が楽道家ですから、余り心配しないんでございますが、例えば一軒のうちで考えてみても、茶の間や座敷だけよくして玄関をほったらかしている人はないわけでございますので、みんなそれなりに直す、よくしていくというのが当たり前でございますので、そういった面からいくとまあこれでみんなが、例えばこの新市の将来構想の105ページにもあったわけでございますが、「市民は、地域のオーナーとしてまちづくりに参画し成功と誇りを獲得します」ということになっていきますので、みんなが長岡市民ということになればそう心配する、真ん中だの端っこだのということは心配ないんじゃないかと、私はそういうふうに思っております。

以上です。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。いずれにしましても、この地域自治につきましては具体的な事業名をもう一度また示してご相談することになりますので、今日はこのぐらいにしたいというふうに思います。

それでは、議題の1の各種事務事業の取扱いについてに移りたいと思います。

資料につきまして事務局からご説明お願いいたします。

事務局（小嶋）

事務局小嶋と申します。

それでは、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。今回提出させていただきます内容につきましては、以前第3回、第4回の協議会に提出させていただきました同じ項目につきまして、分科会の中でさらに総合的に検討を行いました。その後最終の調整方針をまとめたものでございます。若干の変更がございますので、報告させていただきます。ご了承をいただきたいと思います。

それでは、この資料の1枚おめくりいただきまして、大きな資料で恐縮ですが、左側の2ページをごらんいただきたいと思っております。調整方針の一覧ということでございますが、まず表の構成でございますけれども、黒く網がけをした部分が今回ご了承いただきたい最終の調整方針でございます。左側の方から、番号、項目名、調整方針、それから調整方針の詳細というふうでございます。調整方針につきましては、合併時に統一する、あるいは合併後に統一するというように調整の時期に注目しまして、今回短く整理をしてございます。詳しい内容につきましては、その右の欄の調整方針の詳細の方に移しまして記載をしてございます。また、この中に下線を引いた部分がございますが、変更になっている箇所でご

ざいます。また、この網がけした黒い部分の右側に旧という部分がございますが、これは第3回、第4回の協議会に提出させていただきました内容を整理してございます。

それでは、このページの2ページと、次ページの3ページ、合わせて17の項目がございますが、今回は変更がありました七つの項目についてのみ説明をさせていただきます。

まず、1番の国民健康保険料(税)につきましては、調整方針、合併後に統一するとなっております、内容に特に変更はございません。右の欄、詳細部分につきましては、下線に記載されていますとおり、2年間不均一賦課を実施し、平成19年度から云々ということで具体的な内容に変更してございます。

次に、2番の介護保険料につきましても、合併後に統一すると特に変更ございません。右欄の詳細でございますが、前回記述がございました保険料段階、その他賦課方式という記述がございましたけれども、今後さらに検討を加えていく部分が残るということでございますので、今回の最終方針からは省かせていただいております。

3番、4番については変更ございません。

次に、5番の乳幼児の医療費助成につきましては、調整方針、合併時に統一するものでございます。詳細には下線のとおり、助成対象の範囲、それから入院時食事療養費の助成、このことについて詳しく記載をしております。

次に、6番、保育料(認可保育所保育料)につきましては、調整方針、合併後に統一するものでございます。ただ、詳細につきましては、前回三つの案がございましたけれども、記載のとおり平成17年度から段階的に統一を進め、平成19年度に平均保育料の水準に統一するとございます。具体的な内容に変更してございます。

7番は変わりございません。

8番の中小企業振興資金(普通貸付)につきましては、前回の調整方針では合併時に再編すると思いましたが、合併後に統一するというふうな時期について変更をしております。また、詳細の部分につきましても、前回二つの案がございましたが、今回は記載のとおり、より具体的な内容に変更をしております。

9番と10番については変更はございません。

恐縮ですが、次のページの3ページをごらんいただきたいと思います。11番、雪対策でございますが、上段の道路除雪の基準等につきましては、調整方針、現行どおりとするということで変わってございません。右の詳細につきましては一部下線が引いてありますが、その部分のみの修正ということでございます。それから、その下の段、消雪パイプに係る施策につきましては、早急な調整が難しいということから、当分の間現行どおりとするものでございます。詳細部分下線が若干引いてございますが、その部分のみの訂正でございます。

最後に、12番の遠距離通学児童・生徒の通学費助成につきましては、調整方針、当分の間現行どおりとするということで変わっておりません。右の詳細につきましては下線のとおり、期間をかけて見直し

を行うとつけ加えてございます。

以上さっと申し上げましたけれども、七つの項目以外の項目につきましては文章の調子を一部修正したのみでございまして、内容を大きく変更した項目はございません。記載のとおりでございます。

また、1枚おめくりいただいた以降の4ページ以降の内容につきましては、今ほど申し上げました項目につきまして各項目別にまとめた資料でございます。各市町村の数値などにつきましては、前回以降一部新しいものに訂正させていただいておりますが、基本的な内容に変更はございませんので、詳しい説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

それでは、皆さんからご意見、あるいはご質問をいただきたいと思っておりますので、どうぞ遠慮なくお願いをいたします。特にございませんでしょうか。それでは、この事務事業の項目につきましては特にご質問、ご意見ございませんようですので、これで終了としたいと思います。

以上で用意した議題はすべて終わりましたが、その他で何かございますか、事務局から。

事務局（高橋）

はい。この後の協議会終了後の予定をご連絡をさせていただきます。この後記者会見を予定しております。会場は、同じく2階の柏の間になります。始まる予定の時刻でございますが、8市町村の市町村長さんと議長さんがおそろいになった段階で始めたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、次回の協議会の日程ですが、10月7日火曜日ですが、午後3時からを予定しております。次回の協議会につきましては将来構想等も固まりますことから、事務局としては最後の協議会と予定しております。なお、会場は、長岡グランドホテルでございます。開催案内、会議資料等につきましては、開催1週間前をめどに送付したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

議長（森 民夫）

はい、ありがとうございました。

それでは、次回10月7日をできれば最終としたいということでございます。地域自治についてと、議員の身分の特例についてが主に大きな項目としては残っていると思っておりますが、これはまた次回集中的に議論をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、今日はどうも大変活発な議論をいただきまして、まことにありがとうございました。感謝を申し上げまして、本日の会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

（散会 午後7時36分）